

第三十條

挨拶ノ功ヲナシタルモノ

左ノ一項ノ一ニ該当スルモノハ譴責又ハ三分以内ノ賞金ヲ減給ス事能ヒ重キモハ日給ヲ減下セ若クハ解雇ス

イ、刑罰ノ處分ヲ受ケタルモノ

ロ、第廿七条職ニ心得ヲ等用ニシテ秩序ヲ紊シ風紀ヲ亂スモノ

ハ、休業時間ヲ報スル前ニ食事ノ用意ヲナシ終業時刻ヲ報スル前ニ退場ノ準備ヲナスモノ

ニ、休業時間外ニ喫煙ヲナスモノ

ホ、場内ニ於テ許可ナクシテ濫リニ集合ヲナスモノ
他人ヲ強制煽動セルモノ

ヘ、場内ニ於テ喧嘩爭鬭其他粗暴ノ行為ハルモノ
ト上段ノ指揮ニ遠反シ又ハ反抗スルモノ

ケ、衣履書履履書等ニ虚偽ノ記載アルヲ発見サレタルモノ

リ、無断他ノ工場ニ勤務スルモノ

又、出勤席ナラサルモノ及不勉強ニシテ業務ニ堪ハスト誤メタルモノ

ハ、当工場ニ重大ナル不利益ヲ與フルノ行為アルモノ

ヲ場内ノ不良ナルモノ

ワ、許可ナクシテ半途場外ニ出デタルモノ

カ、職札ノ拭外シ及通勤簿ヲ他人ニ依託シ又ハ之ヲ

変托シタルモノ

ク、酒氣ヲ帯ブルモノ

ク、武器危險物其他勤務ニ必要ナキ物件ヲ携帯スルモノ若クハ其疑ヒアルモノ

第三十一條

過失ニヨル場合ト雖モ当工場ニ損害ヲ与ヘタルモノニハ之ヲ弁償セシムル事アルベシ情状ニ依リ譴責減給解雇ニ處スル事アルマシ

第九章

附則

第三十二條

第七章及第八章ハ總テ当工場ノ従事者全部ニ適用ス

第三十三條

本規則ニ必要ニ應ジ改正スルコトアルベシ